

第3期中期目標期間の 教育研究の状況についての 評価《概要》



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構



国立大学法人評価の概要

- 国立大学法人等の中期目標期間（6年間）における中期目標の達成状況を評価
- 国立大学法人評価委員会（文部科学省）は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対して要請した教育研究の状況についての評価結果を尊重し、中期目標期間の業務実績全般を総合的に評価

※国立大学法人評価委員会
（第8期、車谷委員長、20名の委員）



機構が実施する二つの大学評価 — 国立大学法人評価（教育研究評価） —

- ・ 評価結果は、次期の中期目標・中期計画の内容や運営費交付金等の算定に反映される。

根拠規定	国立大学法人法第31条の2
評価の周期	中期目標期間評価は6年ごと （第3期中期目標期間は4年目終了後と中期目標期間終了後）
評価対象機関	国立大学法人、大学共同利用機関法人
評価内容	各法人の中期目標及び中期計画に対する教育研究活動の達成状況について評価。 評価結果は公表される。



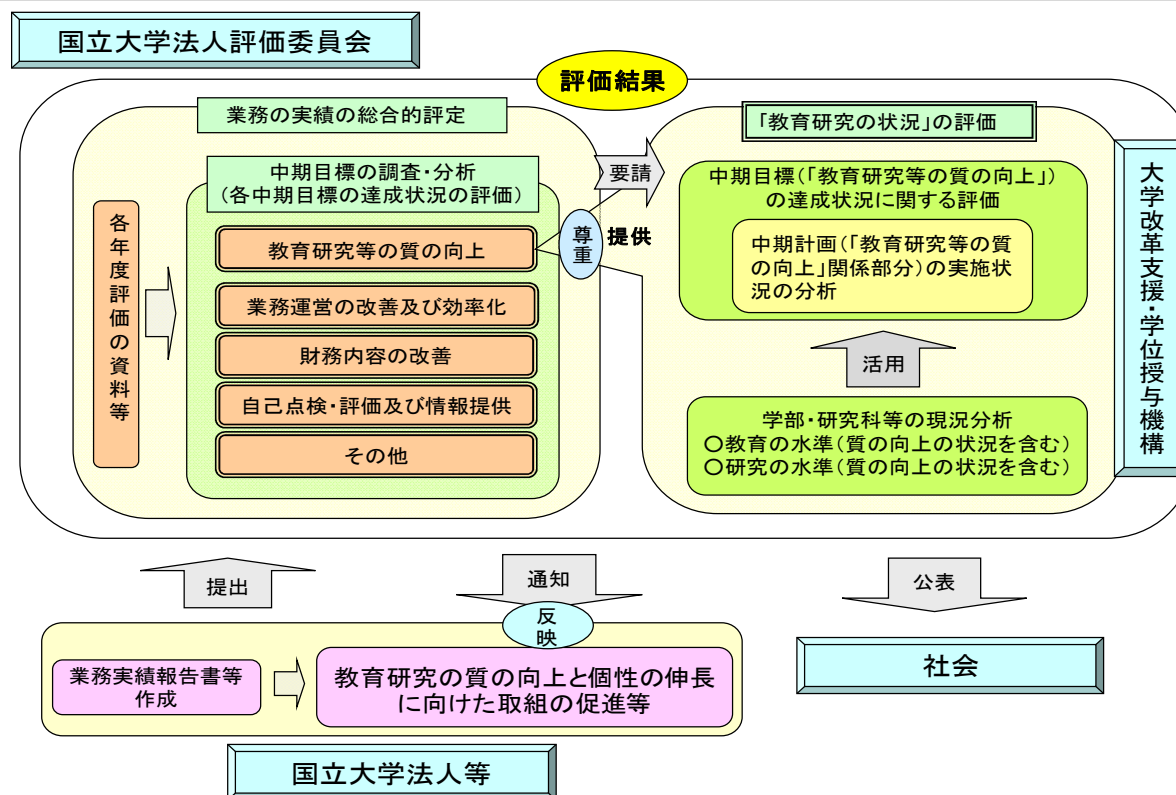
機構が実施する二つの大学評価 — 認証評価（大学機関別認証評価） —

根拠規定	学校教育法第109条第2項
評価の周期	7年以内ごとに一度
評価対象機関	国公立及び株式会社立の大学
評価内容	機構が自ら定める大学評価基準に基づき 教育研究の総合的な状況について評価。 評価結果は公表される。
評価結果の活用	教育研究の質の保証とともに、評価結果 を教育機関の質の改善向上に活用。評価 結果は資源配分には直接反映されない。



国立大学法人評価の全体像

- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、文部科学省に設置される「国立大学法人評価委員会」が毎事業年度（年度評価）及び中期目標期間ごと（6年ごと）に評価（4年目終了時評価、中期目標期間終了時評価）を実施。
- 中期目標期間評価のうち教育研究の状況の評価については、専門的な観点からきめ細かく評価を行うため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請し、その評価結果を尊重する仕組み。





第3期中期目標期間の教育研究評価

- 国立大学法人法の改正に伴い、第3期中期目標期間の教育研究評価においては、2020年度に4年目終了時評価を、2022年度に中期目標期間終了時評価を実施。
- 4年目終了時評価では、「中期目標の達成状況評価」、「学部・研究科等の現況分析」及び「研究業績水準判定」を実施し、中期目標期間終了時評価では、「中期目標の達成状況評価」のみを実施。

< 4年目終了時評価（2020年度実施） >

中期目標の達成状況評価



学部・研究科等の現況分析
(研究業績水準判定を含む)

< 中期目標期間終了時評価（2022年度実施） >

中期目標の達成状況評価



(参考) これまでの中期目標期間における 教育研究評価

- 第1期中期目標期間（2004～2009年度）の教育研究評価
 - 2008年度に暫定評価、2010年度に評価結果の確定作業を実施。
- 第2期中期目標期間（2010～2015年度）の教育研究評価
 - いわゆる暫定評価は実施せず、2016年度に評価を実施。
- 第3期の4年目終了時評価の法的根拠は、独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正による



第3期中期目標期間の教育研究評価では 4年目終了時評価(2020年度)が重視される

- **4年目終了時評価**（国立大学法人法第31条の2第1項第2号）の結果を踏まえ、中期目標期間終了時までに文部科学大臣による「業務継続の必要性」「組織・業務全般の見直し」を実施（同法第31条の4第1項）。
- ➡ 第4期中期目標・中期計画の策定、運営費交付金の配分へ
- **4年目終了時評価**において「6年間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を評価」することにより、中期目標期間終了時評価（2022年度実施）における法人の作業負担を軽減。➡ 評価の効率化

【参考：国立大学法人法（抄）】

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

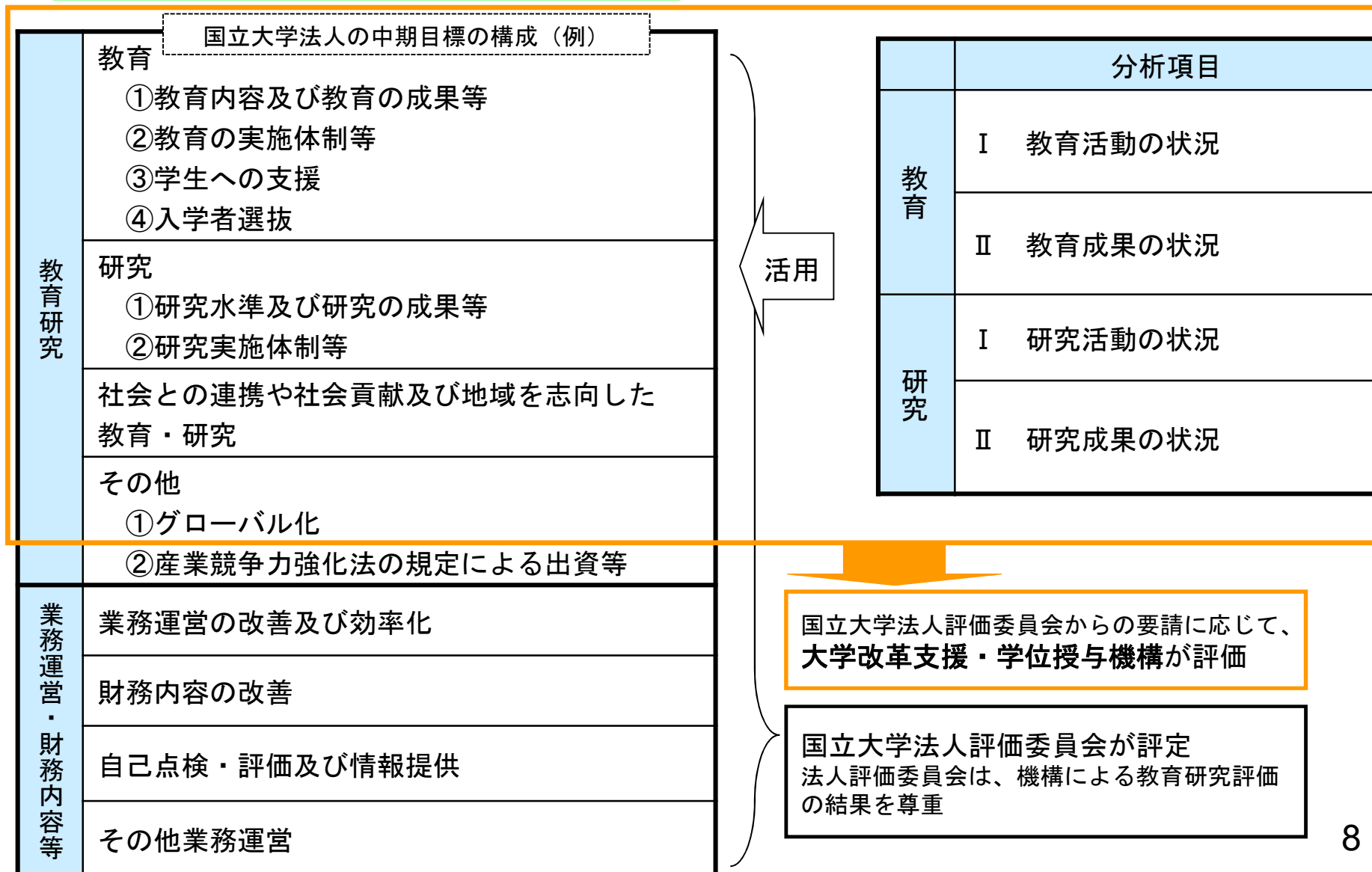
第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。



4年目終了時評価(2020年度)のスキーム

中期目標の達成状況に関する評価

学部・研究科等の現況分析





達成状況評価、現況分析及び研究水準判定

教育研究評価における達成状況評価

- 中期目標のうち、国立大学法人の「大学の教育研究等の質の向上の目標」等における教育研究に関連する中期目標・中期計画の達成状況の評価し、公表。
- 達成状況評価においては、中期目標期間中に教育研究の質は向上したかという点に配慮し、学部・研究科等の現況分析も活用して評価。

学部・研究科等の現況分析

- 国立大学法人が学部・研究科等ごとに作成する現況調査表、認証評価に関する資料及び教育活動に関連する様々なデータに基づいて実施し、公表。
- 各学部・研究科等の教育上あるいは研究上の目的に照らして、「教育の水準」及び「研究の水準」を「質の向上の状況」も含めて判断。

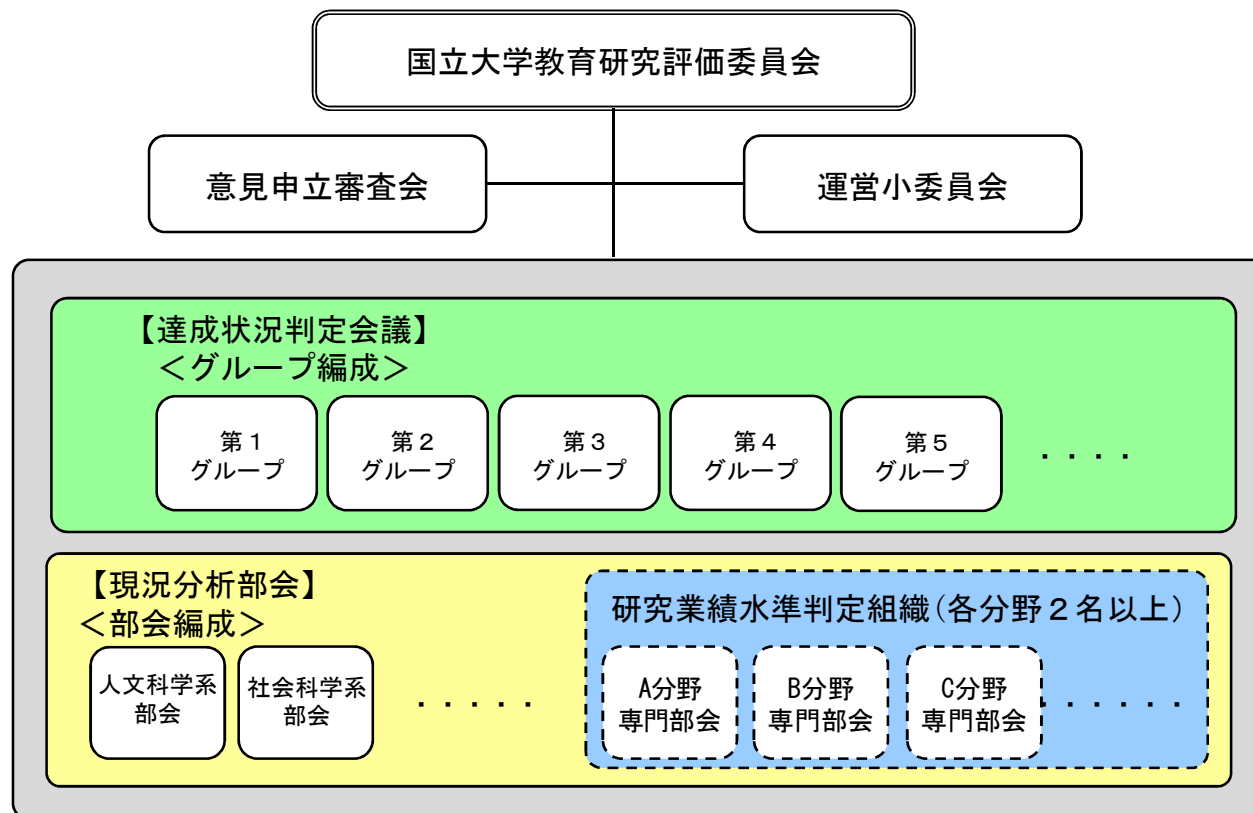
研究業績水準判定

- 研究業績について、「学術的意義」及び「社会、経済、文化的意義」を「SS」「S」「S未満」の判定区分で、それぞれの判定基準に基づき判定。
- 研究業績水準判定の結果は、達成状況評価及び現況分析（特に「研究の水準」のうち、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」）に活用。



4年目終了時評価(2020年度)の実施体制

- 4年目終了時評価の実施にあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる国立大学教育研究評価委員会を設置。
- この評価委員会の下に、達成状況判定会議及び現況分析部会（11の学系部会）とその下に研究業績水準判定組織（各分野2名以上）を編成。





達成状況評価の概要（中期目標の構成）

中期目標の構成及び達成状況評価

- 中期目標を3階層（大項目、中項目、小項目）に区分し、小項目重視の評価で段階判定の結果を積み上げて、最終的に大項目の評価結果を導く。

《法人の中期目標・中期計画の構成イメージ》

中 期 目 標	中 期 計 画
（前文）大学の基本的な目標	
◆ 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標（大項目） （1）教育内容及び教育の成果等に関する目標（中項目） ○世界の第一線で活躍できる人材を育成する（小項目） ○高度専門職業人を育成する（小項目） （2）教育の実施体制等に関する目標（中項目） （3）学生への支援に関する目標（中項目） （4）入学者選抜に関する目標（中項目）	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 （1）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 ○達成するための具体的な措置A ○達成するための具体的な措置B ○達成するための具体的な措置C （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 （3）学生への支援に関する目標を達成するための措置 （4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置



達成状況評価の概要（第3期のポイント）

“評価方法”における第3期のポイント

- 中期計画を **3段階判定**、小項目を **5段階判定** とし、法人ごとに具体的な中期目標が設定されている小項目による評価をより重視した仕組みとする。
- 中期計画及び小項目の判定について、4年目終了時評価と中期目標期間終了時評価の評価期間の状況に合わせた表記に変更する。
- 大項目及び中項目の判定について、「**優れている**」を追加し6段階判定とする。

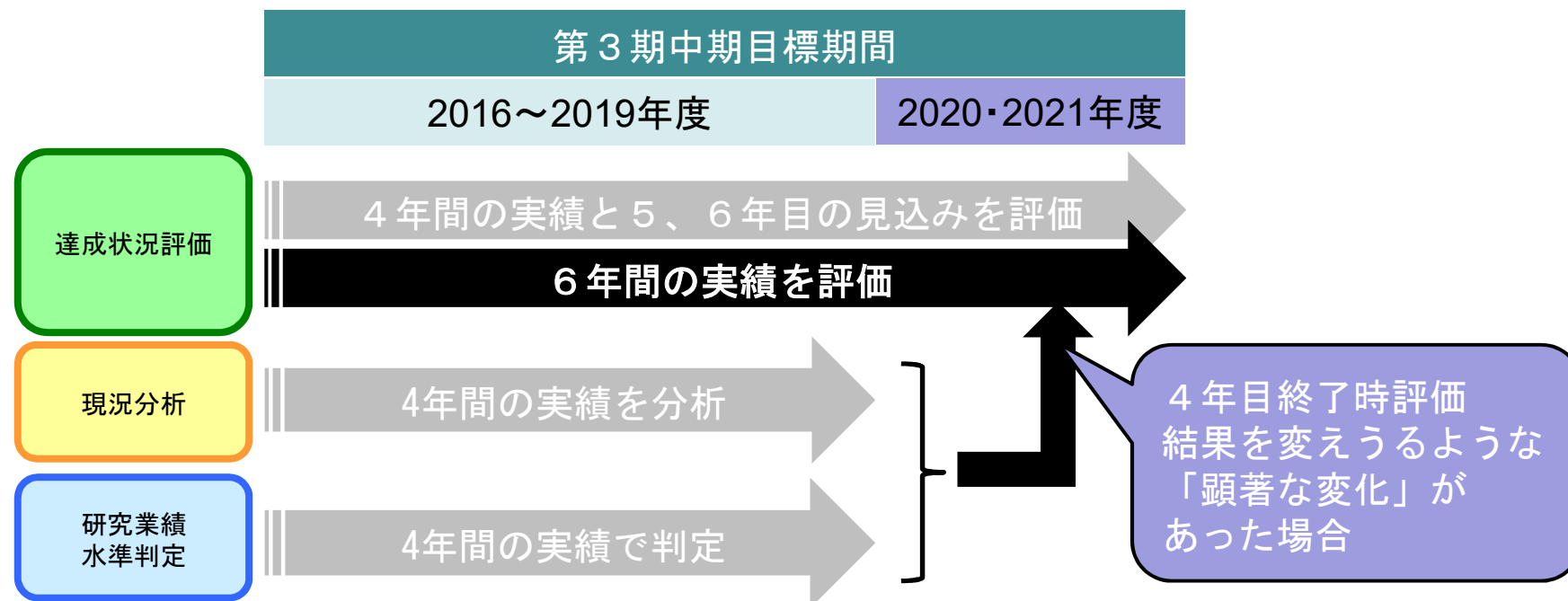
	中期計画	中期目標（小項目）	中期目標（中項目）	中期目標（大項目） ^{注）}	注）基準となる達成状況を「良好」に置く
	○中期計画の判定 評価者が評価 （3段階）	○小項目の判定 中期計画の平均値 （5段階） ※評価者が平均値から異なる判定とすることも可	○中項目の判定 小項目の平均値 （6段階） 「優れた点」等の指摘	○大項目の判定 中項目の平均値 （6段階）	
4年目終了時	3：「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」 2：「中期計画を実施している」 1：「中期計画を十分に実施しているとはいえない」	5：「中期目標の達成に向けて進捗し、特筆すべき実績を上げている」 4：「中期目標の達成に向けて進捗し、優れた実績を上げている」 3：「中期目標の達成に向けて進捗している」 2：「中期目標の達成に向けて十分に進捗しているとはいえない」 1：「中期目標の達成に向けて進捗していない」	5：「非常に優れている」 4：「 優れている 」 3：「良好」 2：「おおむね良好」 1：「不十分」 ※「重大な改善事項」	5：「非常に優れている」 4：「 優れている 」 3：「良好」 2：「おおむね良好」 1：「不十分」 ※「重大な改善事項」	
中期目標期間終了時	3：「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」 2：「中期計画を実施している」 1：「中期計画を十分に実施しているとはいえない」	5：「中期目標を達成し、特筆すべき実績を上げている」 4：「中期目標を達成し、優れた実績を上げている」 3：「中期目標を達成している」 2：「中期目標を十分に達成しているとはいえない」 1：「中期目標を達成していない」	5：「非常に優れている」 4：「 優れている 」 3：「良好」 2：「おおむね良好」 1：「不十分」 ※「重大な改善事項」	5：「非常に優れている」 4：「 優れている 」 3：「良好」 2：「おおむね良好」 1：「不十分」 ※「重大な改善事項」	



達成状況評価の概要

(中期目標期間終了時評価について)

- 4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用。
- 4年目終了時評価では、現況分析によって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等单位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、4年目終了時評価結果を変えうるような「顕著な変化」があった場合に達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとする。





現況分析の概要（第3期のポイント①）

“現況調査表”における第3期のポイント

- 第3期中期目標期間評価においても、各学部・研究科等の教育研究活動及びその成果の状況について、「教育」及び「研究」に分けて現況を分析。
 - 「学部・研究科等の現況調査表」の記載内容について、一定の標準化を図るため、各分析項目の下に学系ごとの複数の記載項目（仮称）を設定。
- ※ 第2期中期目標期間評価では、各分析項目の下に2または1の観点を設定。

【教育の場合】

《第2期》

(教育)	
分析項目	観点
Ⅰ 教育活動の状況	観点1-1 教育実施体制
	観点1-2 教育内容・方法
Ⅱ 教育成果の状況	観点2-1 学業の成果
	観点2-2 進路・就職の状況



《第3期》

(教育)	
分析項目	記載項目（仮称）
Ⅰ 教育活動の状況	記載項目1
	記載項目2
	⋮
Ⅱ 教育成果の状況	記載項目1
	記載項目2
	⋮

学系ごとの複数の記載項目（仮称）を設定

注）記載項目の種類や判定方法等については、評価委員会の下に学系別の検討チームを立ち上げて検討し、実績報告書作成要領、評価作業マニュアルとともに示す予定。



現況分析の概要（第3期のポイント②）

“判定方法”における第3期のポイント

- 各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるかを判断。その際、第2期中期目標期間終了時点と評価時点での質の向上の状況も含めて判断。

※国立大学法人評価委員会による実施要領に基づき、第2期中期目標期間評価のように「水準」と「質の向上度」を別々に判定することはしない。

《現況分析の判定方法》

		水準
教育	①教育活動の状況	4段階で判定 ・特筆すべき高い質にある ・優れた質にある ・相応の質にある ・質の向上が求められる
	②教育成果の状況	
研究	①研究活動の状況	視点 ↑ 各学部・研究科等の目的に照らして、 <u>取組や活動、成果がどの程度の質にあるか</u> 第2期中期目標期間終了時点と評価時点での <u>質の向上の状況</u> も含めて判断
	②研究成果の状況	

第3期の現況分析では、分析項目ごとに「質の向上の状況」を含めて4段階で判定するため、相対比較する印象の強い「水準」ではなく、「質」の単語を用いて表現することとしています。

【参考】

第2期の現況分析においては、左記の教育及び研究の分析項目ごとに

- ・「水準」を4段階で判定
- ・「質の向上度」を4区分で判定



現況分析の段階判定に関する 「評価実施要項」等における記載の修正

- 評価実施要項（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえ、現況分析の段階判定に関する「評価の視点」をより分かりやすく説明するため、「評価実施要項」「第２期からの主な変更点」の該当箇所を修正。

具体的な修正内容（「第２期からの主な変更点」の場合）

<修正後>

- ・ 各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるか。
- ・ 第２期中期目標期間終了時点と評価時点での質の向上の状況も含めて判断

<修正前>

- ・ 各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の水準にあるか。
- ・ 第２期中期目標期間終了時点と評価時点の水準を勘案し、質の向上の状況も含めて水準を判断



研究業績水準判定の概要

“提出方法”における第3期のポイント

- 第3期中期目標期間評価においても、各学部・研究科等の組織を代表する研究業績を選定し、「学術的意義」「社会、経済、文化的意義」において5段階の判断基準のうち、上位2区分「SS」「S」に該当すると判断する研究業績を「研究業績説明書」により提出。
- また、選定できる研究業績の数は、**専任教員数の原則20%を上限とする。**
- 各学部・研究科等の「研究業績説明書」には、各組織が選定した研究業績ごとに代表的な研究成果（学術論文等）【最大3つまで】を想定。

<研究業績の水準判定の区分と判断基準>

【学術的意義での判断基準】

SS：当該分野において、卓越した水準にある

S：当該分野において、優秀な水準にある

A：当該分野において、良好な水準にある

B：当該分野において、相応の水準にある※

C：上記の段階に達していない

※（標準的な研究業績）

【社会、経済、文化的意義での判断基準】

SS：社会、経済、文化への貢献が卓越している

S：社会、経済、文化への貢献が優秀である

A：社会、経済、文化への貢献が良好である

B：社会、経済、文化への貢献が相応である※

C：上記段階に達していない

※（標準的な研究業績）



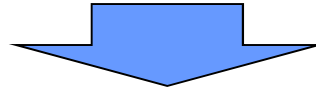
達成状況報告書、現況調査表及び 研究業績説明書の提出期限について

●実績報告書の提出期限

【提出期限（4年目終了時評価）】注）

- ・ 研究業績説明書：2020年4月中旬～下旬
- ・ 学部・研究科等の現況調査表：2020年5月末
（中期目標の達成状況報告書：2020年6月末）

注）中期目標期間終了時評価においては、中期目標の達成状況評価のみを実施するため、提出資料は「中期目標の達成状況報告書」のみとし、その提出期限は2022年6月末とします。



- 法人として、現況調査表と達成状況報告書の整合性を確認、取りまとめる作業の改善を図る。
- 国立大学法人評価委員会からの要請において、現況分析結果を十分に活用することが求められている。
- ➡ 現況分析と達成状況評価を段階的に進め、達成状況評価における現況分析結果を十分に活用するため、評価者（大学の教員等）の作業時間を確保。
- ➡ 評価スケジュール全体の見直しにより、例えば、ヒアリングの実施時期を1月（第2期：1月17日～1月25日）を「12月上旬から2週間以上」に。